

# 令和元年度 草加市子ども教育連携教員（市立中学校等市費負担教員） 募集要項

草加市では、「幼保小中を一貫した草加の教育」を目指して、様々な取組を行っています。

この幼保小中を一貫した草加の教育を目指すに当たり、中学校の教員による小学校への乗り入れ授業を効果的に実施するために、中学校や近隣の小学校で授業を行ったり、幼保小中間の連携を推進するために連絡・調整などを誠実にしたりする、子どもが大好きで教育への情熱がある中学校の先生を募集します。

## 1 受験資格

- (1) 中学校教諭の数学の普通免許状（専修、1種、2種）を所有の者  
※ 免許状の更新が必要な場合は、免許状更新講習修了確認証明書を所有していること。
- (2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しない者
- (3) 令和2年3月31日時点で65歳未満の者

## 2 任用予定者数

若干名

## 3 応募手続き

### (1) 提出書類

〔共通〕

- ① 履歴書（指定書式、写真貼付あり）
- ② 教員免許状の写し（両面に記載がある場合は両面の写し）

〔該当する場合〕

- ③ 免許状更新講習修了確認証明書（免許状の更新が必要な場合）

### (2) 提出期限

随時

### (3) 提出方法

応募者本人が直接持参して提出してください。

### (4) 提出先

ぶぎん草加ビル4階 草加市教育委員会 子ども教育連携推進室

#### 4 選考試験の日時・会場・方法

(1) 試験日時

応募時に決定※試験時刻は、提出書類の受付時にお知らせします。

(2) 試験会場

草加市教育委員会 会議室

草加市高砂 2-1-7 ぶぎん草加ビル 4階

(3) 試験方法

- ① 書類選考
- ② 個別面接試験

#### 5 任用候補者の決定（任用候補者名簿への登載）

(1) 受験者には、面接終了後 1 週間以内に任用候補者内定の通知を郵送する予定です。

(2) 内定者は、次の書類を速やかに提出してください。問題がなければ任用候補者として、「草加市子ども教育連携教員任用候補者名簿」に登載します。

[共通]

① 身分証明書〔原本〕

本籍地の市区町村で取得してください。

② 登記されていないことの証明書〔原本〕

法務局で取得してください。

③ 健康診断証明書（指定書式）

内定日から 3 か月以内に、同項目について受診した健康診断証明書があれば、原本又は写しを提出することが可能です。

[該当する場合]

④ 戸籍抄本〔原本〕

教員免許状の姓が異なる場合のみ提出してください。

#### 6 任用者の決定

(1) 任用候補者名簿から、配置校の状況などにより任用者を順次内定します。内定者には、早々に連絡させていただきます。

(2) 次の項目に該当する場合は、任用者の内定を取り消し、名簿から削除します。

- ① 提出書類等に虚偽があった場合
- ② 教員免許状取得見込の者が、免許を取得できなかった場合
- ③ 免許更新確認が必要な者が、手続きを完了しなかった場合
- ④ 地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条の欠格事項に該当することになった場合

## 7 任用条件

### (1) 職名（身分）

子ども教育連携教員（市費負担による常勤の臨時的任用職員）

### (2) 任用期間

令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）まで

※ 任用開始日については、面談により変更となる場合があります。

※ 長期休業中は、土曜日、日曜日、夏季休暇、年末年始の休日を除き、通常勤務となります。

### (3) 勤務場所

草加市立中学校のうち、いずれか1校及び近隣の市立小学校1～2校

※ 乗り入れ授業等として、定期的に近隣の小学校を訪問します。

### (4) 職務内容

小・中学校で次のような業務を行います。

#### ①教科指導

#### ②幼保小中の連携に関する連絡調整等の業務

#### ③生徒・進路・保健指導等

#### ④所属長が定める職務等の分担

※ 学級担任は受け持ちません。

※ 勤務時間外の部活動指導は受け持ちません。

※ 宿泊を伴う出張は命じられません。

### (5) 勤務日

① 週5日（原則として、勤務校の課業日数と同様になります。）

② 日曜日及び土曜日は週休日となります。

③ 国民の祝日等の休日は、特に勤務が命じられない限り勤務することを要しません。

※ 年5回程度実施するサタデースクール等、週休日に勤務を命じられる場合があります。

### (6) 勤務時間

1日につき7時間30分勤務（休憩時間45分）

※ 県費負担教職員より15分短い勤務時間となります。

### (7) 賃金

① 時給1,850円（日額13,875円、20日勤務した場合の月額277,500円）

#### ② 通勤手当

8,000円を上限に別途支給します。

③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険（40歳以上）への加入手続きは市で行い、事業主と折半した本人負担分を給与から控除します。

### (8) 賃金の支払方法

月末締め、翌月21日払いを原則とし、口座振り込みとします。

※ 21日が休日の場合は、直前の課業日が振り込み日になります。

(9) 服務

- ① 草加市教育委員会による服務の監督を受けます。
- ② 地方公務員法第32条から第38条までの服務に関する規定を遵守してください。

(10) 年次有給休暇・夏季休暇

年次有給休暇は、任用の日から6か月間継続勤務後、10日（6か月未満の在職者の場合）付与します。付与日数は、勤務期間により異なります。

(11) 健康診断

令和元年度中の受診はありません。※任用期間更新後の受診あり

(12) 災害補償

公務上及び通勤途上における災害については、関係法令等により補償します。

(13) 懲戒

草加市の一般職員の例を適用します。

(14) 退職

任用期間満了により退職となります。

また、自己都合による場合は、退職しようとする日の1か月前までに届けてください。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではありません。

**8 その他**

- (1) 提出された書類は、理由にかかわらず一切返却しません。
- (2) 任用者の内定者数が任用予定者数に満たない場合、随時任用候補者を募集し、面接試験を実施することがあります。  
ただし、今回、不合格の場合、再度申し込むことはできません。
- (3) 年度途中、任用者に欠員が生じた場合、欠員補充のため、任用登録者名簿から選考することがあります。その際、連絡を差し上げることがあります。

**9 提出先・問合せ先**

|             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 草加市教育委員会    | 子ども教育連携推進室                        |
| 住 所         | 〒340-0015 草加市高砂2-1-7 ぶぎん草加ビル4階    |
| 電 話 番 号     | 048-922-3494（直通）                  |
| F A X 番 号   | 048-928-1178                      |
| E - m a i l | kodomorenkei@city.soka.saitama.jp |